

個人で事業を行っているかたは、記帳と帳簿の保管が必要です

◆対象となるかた

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うかたです。

※所得税及び復興特別所得税の申告が必要のないかたも記帳・帳簿等の保存が必要です。

記帳・帳簿等の保存制度

◆記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手かたの名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

※記帳用の帳簿（記帳・収支内訳書作成の手引き）は、田尻総合支所市民福祉課の窓口に備え付けております。

税務署では、白色申告のかたで、新たに記帳を行うかたや記帳の仕方がわからないかたのために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。説明会をご希望のかたは、税務署に直接お問い合わせください。記帳の仕方や分類方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】古川税務署（電話：22-1711）・市民福祉課 税務担当（電話：39-1114）

年末年始の休業について

田尻総合支所・大崎市民病院田尻診療所・田尻地域各公民館は、12月29日（火）から1月3日（日）まで休業です。

田尻総合体育館は12月28日（月）から1月4日（月）まで休業です。

ごみの収集については、12月31日（木）の「燃やせるごみ」は収集しません。

※年末年始の休業中の婚姻届・死亡届などは田尻総合支所守衛室で受付します。

【問い合わせ】地域振興課（電話：39-1111）

大崎市東部障害者地域活動支援センター田尻事業所「こもれび作業所」通所者募集！！

こもれび作業所は、安心して過ごせる居場所として、生活体験を広げ、人とのつながりを持ちながら、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう支援しています。

障害福祉サービスの就労系のサービスを利用するための準備として利用いただくこともできます。

見学、体験などお気軽にご相談ください。

- 1 対象者 在宅でお越しの障害者手帳をお持ちのかた、もしくは主治医の診断等があるかた
 - 2 開所日 月～金曜日 午前9時～午後3時
※土日・祝日・年末年始は休みになります。
 - 3 場所 大崎市田尻通木字中崎東10番地1 田尻スキップセンター内
- 【問い合わせ】市民福祉課 健康増進担当 電話38-1155



令和2年度地域活動サポーター養成講座

「元気ふれあい塾（高齢者のつどい）」や「いきいき百歳体操」など、地域の行事のときに活用できる講座です。いつもサポートしてくださる方も、そのお友達も、皆さんでご参加ください。地域で活かしていくヒントも得られたり、あなたの生活の張りにも！

- 1 日時 令和3年1月18日（月）午後1時30分から午後3時30分
 - 2 場所 大崎市田尻通木字中崎東10番地1 田尻スキップセンター
 - 3 内容 「知りたい！隣の活動」「自分にご褒美 健康チェック」「教えちゃう！講座・脳トレ」
定員30名
 - 4 持ち物 水分補給用飲料、筆記用具、眼鏡（必要な方）
- 【問い合わせ】市民福祉課 健康増進担当 電話38-1155